

橋本周辺広域市町村圏組合介護認定審査会に関する規則

平成 11 年 10 月 1 日

規 則 第 1 4 号

改正 平成 23 年 2 月 24 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 11 年橋本周辺広域市町村圏組合条例 16 号）第 2 条の規定に基づき、橋本周辺広域市町村圏組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第 2 条 認定審査会に 10 の合議体を置く。

(合議体の委員数)

第 3 条 合議体を構成する委員の定数は、5 人とする。

(合議体の招集)

第 4 条 合議体は、認定審査会の会長が招集する。

(職務代理)

第 5 条 合議体の長に事故があるとき、又は合議体の長が欠けたときは、あらかじめ当該合議体の長が指名した委員が職務を代理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(介護保険の実施のために必要な準備)

第 7 条 合議体は、この規則の施行日前においても、介護保険の実施のために必要な審査及び判定の業務を行うことができる。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。